

# 令和4年度 学校いじめ防止基本方針

笛吹市立一宮南小学校

## 1. いじめ問題に関する基本的な考え方

○はじめに

いじめは決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりうることであり、どの子ども被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与えるとともに、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童にいじめの心身に及ぼす影響を理解させ、いじめのない学校づくりをしていかななければならない。学校長のリーダーシップのもと、組織的に学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速にこれに対処していく。いじめを生まない学校づくりを実現するため「いじめの未然防止」を重視し、教育活動全体を通して好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成を日常的に大切にしていきたい。

以下、いじめ防止対策推進法13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条）

### 2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

(1) いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

(2) いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

(3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

(4) いじめは、様々な様態がある。

(5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。いじめをする理由として正当化することはできない。

(6) いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。

(7) いじめは、解消後も注視が必要である。

(8) いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。

(9) いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## 2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

- ・「いじめ対策委員会」の構成員

学校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，状況により学年主任(担任)

※ 必要に応じて心理や福祉の専門家，弁護士，医師，教員・警察官経験者など外部専門家とも連携して対応していく。

- ・定例のいじめ対策委員会は，学期に1回程度開催する。

## 3. 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。道徳教育の充実，特別な配慮が必要な児童への特性を踏まえた適切な支援とその保護者との連携および周囲の児童に対する必要な指導等に対する組織的支援，心が通じ合うためのコミュニケーション能力の育成，規律正しい態度で主体的に授業や行事に参加できるような落ち着きある日常生活，ひとり一人が活躍できるような授業や集団活動などを重視しながら、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校作りを進め，すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していきたい。

## 4. 早期発見の取組

いじめは，早期発見が早期解決につながる。早期発見のために，日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは，教職員や大人が気付きにくいところで起きており，潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童達の些細な言動から，小さな変化を敏感に察知し，表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め，いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。日頃から，児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにすることが大切である。けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当する否かを判断していく。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施，電話相談窓口の周知等により，児童がいじめを訴えやすい体制を整え，実態把握に努める。また，児童に関わることを教職員間で共有するとともに，SNSなどのネット上の動向にもアンテナを向け，保護者とも連携して情報を収集するようにしていく。

### 早期発見のための手立て

- ①アンケートやQ-Uなどの検査・調査の実施
- ②個人ノート，生活ノート，日記
- ③個人面談
- ④教育相談
- ⑤担任をはじめとする本校職員による日々の観察
- ⑥保健室や図書館を利用する児童の状況
- ⑦本人からの訴え
- ⑧周りの友だちからの訴え
- ⑨保護者からの訴え

## 5. いじめへの対処

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いて指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、市教育委員会の調査機関と連絡を取り、所轄警察署とも相談していく。また、いじめについて「重大な事態」と判断される場合には笛吹市教育委員会と連携し指示を仰ぎながら対応していく。また、被害児童または保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合には重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたり、同時に、「疑い」が生じた場合にも調査などの初期対応を即時に行っていく。

重大事態であるか否かを判断にあたっては、調査をしないまま「重大事態ではない」と判断しないこと、いじめ対策委員会を中心として組織的に調査すること、教育委員会と適切に連携していくことなどに留意する。

### 3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

### 4 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市の教育委員会に報告する。

- ・調査をするに当たっては、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保する。
- ・調査結果については、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表による影響等を総合的に判断し、内容について被害児童・保護者等に確認した上で、特段の支障がなければ公表する方向で対応していく。また、加害児童生徒・保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。

### 5 加害児童または集団への対応

加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、被害児童生徒への謝罪の気持ち醸成させるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害児童の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、加害児童への指導等について協力を依頼していく。

### 6 重大事態と判断される場合の対応

いじめが重大事態と判断された場合、そのいじめが、いつ・誰から行われ・どのような態様であった

か・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか・学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を詳細かつ速やかに調査するとともに、市の教育委員会へ報告する。また、重大事態への対策を講じ沈静化に取り組む。その後、いじめ対策について根本的に再検討し再発防止に向け新たに組織的に取り組んでいく。

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## 7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年インターネットに関連したいじめも問題になってきている。ネット環境の低年齢化も鑑み、ネット上の危険についての認識を深め、適切にインターネットを使用できるようにするためのモラル教育の充実を図っていく。また、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握を行い、状況に応じて関係機関との連携を図る。

児童生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行っていることが確認された場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはサイトの運営管理者やプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

また、他のいじめへの対応と同様に、書き込みの内容に応じて解消に向けての適切な対応を行っていく。

## 8 いじめの解消に向けて

いじめの解消に向けては、解消に関する2要件（行為が止んでいる、心身の苦痛を感じていない）を踏まえた対応をしていく。一時的に解消要件が満たされた場合でも、その後も定期的に本人や保護者に様子を確認するなど、適切な状況把握を継続していく。（少なくとも3か月を目安とする）

# 6. その他の留意事項

## 1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に**全教職員が一致協力体制を確立すること**が重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校おける「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であるいじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応のあり方について、すべての教職員で共通理解を図る必要がある。

## 2 相談・支援体制の充実について

- ・学校生活を円滑に送ることができるようにするため、個々に持つ問題や課題についてスクールカウンセラーや担任等による相談時間を確保していく。配慮が必要な児童への特性を踏まえた支援も含め、必要に応じて関係機関とも連携を図りつつ組織的な支援体制を構築することも視野に入れながら、適切に対応できるようにしていく。

## 3 校内研修の充実

- ・いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- ・実際に現場で起きた事例等を取り上げ、自校に置き換えその対処の仕方について学び合う。
- ・集団づくり（学級経営）について学び合う機会をつくる。

#### 4 学校評価

- ・いじめの有無だけに特化するのではなく、「いじめを起こさない」「いじめを見逃さない」ための取組が十分機能しているか、職員の意識は高いかなどについて、評価の中で読み取れるよう留意する。

#### 5 地域や家庭との連携について

- ・家庭や地域との連携は欠かすことができない。起こさないため・見逃さないための日頃からの関係形成が担任には求められる。授業参観や学校行事などの機会はもとより、日常のコミュニケーションを大切にし、同じ方向性を持って指導に当たれるよう心がける。

#### 6 校務の効率化

- ・児童と向き合う時間の確保するための、公務の効率化を図るとともに、職員の共働意識を高め、チームとしての意識が持てるように働きかけていく。

「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針」の改定 および 「笛吹市いじめ防止基本方針」令和元年度改定に伴う基本方針の見直し（2020.4）